

政府系公益法人の新制度への移行に係る事後チェックについて【権限付与】

平成26年3月
経済産業省

1. 政府系公益法人の新制度移行に係る事後チェック

(1) 背景

一般法人法等に基づく新制度に移行した政府系公益法人に対する権限付与の内容等について、平成23年以降、各府省において毎年事後チェックを行うこととなっている。

※内閣府からの通知により、事後チェックに際しては、第三者の関与が求められている。

(2) 対象法人・事業

法人の常勤役職員に国家公務員出身者が就いている法人で、国から権限を付与されて業務を実施している法人のうち、以下の条件に該当する法人が行う権限付与による事業。

指定法人又は登録法人として当該法人のみが指定・登録され、権限付与に係る業務を実施（以下、「業務独占」という。）している法人

(3) 観点

対象事業についての事後チェックの観点は以下のとおり。

業務独占に係る業務については、当該業務を当該法人のみが実施することが必要性・効率性の観点から適当か、当該法人以外の指定・登録を促進するための措置を講ずる必要はないか等

※ 事後チェックは、原則として移行年度又は翌年度に実施する。

また、チェックの実施時期において業務独占の状態が解消されている場合には、事後チェックは不要となっている。

2. 事後チェック結果

(1) 平成24年度移行法人のチェック対象事業：5 事業

(2) チェック対象事業の概要

業 務	実施法人名	権 限 付 与 の 形 態	公益法人要件 の有無	複 数 指 定 の 可 否
特定家庭用機器廃棄物の 再商品化の実施等	(一財)家電製品協会	指定	無	可
鉱害防止業務	(公財)資源環境センター	指定	無	可
エネルギー管理士試験	(一財)省エネルギーセンター	指定	無	不可
エネルギー管理講習	(一財)省エネルギーセンター	指定	無	可
エネルギー管理研修	(一財)省エネルギーセンター	登録	無	可

(3) 点検結果

今回の点検を実施した5事業の点検結果は以下のとおり。

① 新規参入促進の取組を実施：3事業

- 申請を行う者が要件を満たせば、指定を受け業務を行うことが可能な仕組みであることを当省ホームページで周知していく。
(特定家庭用機器廃棄物の再商品化実施等事業、エネルギー管理講習、エネルギー管理研修)

② 事業特性から一者指定はやむを得ず、当該法人が継続して事業実施：2事業

- 新たな休廃止鉱山の増加は見込めず、また鉱害防止事業（抗廃水処理）に経済性はなく、交通事業の悪い山間奥地の休廃止鉱山の抗廃水処理という特殊事業であるため、他の主体の参入可能性は低い。
(鉱害防止事業)
- 試験は、複数の法人で実施した場合、試験レベルの統一が困難で有り、試験間の不平等が起こる可能性がある。
(エネルギー管理士試験)

3. 今後の対応

3月末までに経済産業省のホームページで結果を公表予定。

(参考) 指定・登録制度について

「指定機関」

法令等に基づいて行政機関から指定を受けることにより、特定の行政権限を委任され、それを行使する機関

「登録機関」

法令等に明示された一定の要件を備え、かつ行政の裁量の余地のない形で登録された機関

【過去の経緯等】

近年の行政改革の中では、新規参入を促進するため、一者指定となっている事業については、事業特性によりやむを得ない場合を除いて、可能な限り「複数指定」又は「登録制」に改めることとされている。

- 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）
 - 国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。
 - 登録機関による実施により難しい事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。
 - それにもより難しい次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うこともやむを得ないものとする。
 - ア 条約により、一定の要件を備えた法人を指定することが義務付けられている事務・事業
 - イ 確実かつ効率的な事務・事業の実施を確保する観点から、長期にわたり安定的な資金管理を必要とする事務・事業
 - ウ 全国均一の水準による資格の付与を確保する等の観点から、一元的な試験や能力開発の実施を必要とする事務・事業
 - エ 取り扱う情報の重複の排除や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業
 - オ 確実に行わなければならない国民生活の安全が損なわれるおそれが高く、その確実な実施を確保する観点から、専用の施設で実施される必要性があるなど、特に専門的な知見を要求される事務・事業

カ 国等の出資等を受け、特定の施設の設置及び管理を目的として設立された株式会社等が行う事務・事業

- 独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方（平成22年6月18日行政刷新担当大臣）
 - 一 法律等によって指定され権限が付与されているいわゆる指定法人について、法人所管各府省庁は、以下の観点からゼロベースで見直しを行い、その結果について8月末を目途に行政刷新会議に報告する。
 - 指定の根拠が何か、「法律」「政令」「省令」「通達」その他の根拠を整理しリストアップする。特に法令では複数の指定が可能な形式となっているものの、通達等により特定の法人が実質上指定されている場合にはその旨明示する。
 - そもそも権限や資格自体が必要かどうかを検証。
 - 法令等において、「指定」や「登録」等の根拠となっている規制が本当に必要か、必要な場合であっても最小限となっているかを検証。
 - その上で、特に「全国で一つ」となっている権限付与は、可能な限り「複数指定」または「登録制」に改める。
 - 権限付与に基づく資格付与、義務付け講習等について、国民の時間的・金銭的負担を軽減するため、重複等を徹底的に見直す。

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局: 商務情報政策局情報通信機器課(環境省と共管)

権限付与及びそれによる事業の概要	主務大臣が法律に定めた要件に適合した法人の指定を行い、指定を受けたものが中小規模の製造事業者等の委託による対象機器の廃棄物の再商品化等を実施する等の事業		
根拠となる法令・条項	特定家庭用機器再商品化法第32条	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	一般社団法人又は一般財団法人であって、特定家庭用機器再商品化法第33条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人家電製品協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の要件は、一般社団法人又は一般財団法人であること、業務を適正かつ確実に行うことができるものであること等、権限付与に係る事業を行うに当たって必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>指定法人としての指定を申請すれば、必要な審査を行ったうえで指定を受けることができる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>上記権限付与の要件を満たせば、指定を受け、業務を行うことが可能な仕組みとなっており、新規参入も可能である。経済産業省のホームページ上に、他の一般社団法人又は一般財団法人も申請可能であることを周知する。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による認定の適正な申請があれば、当該他の主体も法律に基づく審査の上指定を受け当該事業を行うことは可能である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	<p>上記権限付与の要件を満たせば、指定を受け、業務を行うことが可能な仕組みとなっており、新規参入も可能である。経済産業省のホームページ上に、他の一般社団法人又は一般財団法人も申請可能であることを周知する。</p>		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局: 商務流通保安グループ 鉱山・火薬類 監理官付

権限付与及びそれによる事業の概要	経済産業大臣の指定を受けたものが、閉山後の鉱山から有害物質を含む抗廃水の流出を防ぐため、採掘権者等に代わって行う永続的な廃水処理対策事業		
根拠となる法令・条項	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第16条	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第18条に定める指定の基準に適合しているもの	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人資源環境センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の要件は、法第18条「指定の基準」において、業務を的確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること、一般社団法人又は一般財団法人であってその役職員の構成が事業の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと等が定められており、権限付与に係る事業を行うに当たって必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>指定法人としての指定を申請すれば、必要な審査を行ったうえで指定を受けることができる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要は無い。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>特段なし</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>新たな休廃止鉱山の増加は見込めず、また、鉱害防止事業(抗廃水処理)に経済性はなく、交通事情の悪い山間奥地の休廃止鉱山の抗廃水処理という特殊事業であるため、他の主体がその実施に関心を有する可能性は低い。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	当該指定法人及びその業務については、法令等に基づき適正に実施されるよう、引き続き適切に管理監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局: 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部省エネルギー対策課

権限付与及びそれによる事業の概要	エネルギー管理士試験の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	エネルギーの使用の合理化に関する法律 第10条第2項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	エネルギーの使用の合理化に関する法律第23条の基準を満たしていること	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人省エネルギーセンター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の要件は、法第23条「指定の基準」において、試験事務の実施に関する計画が試験事務の的確な実施のために適切なものであること、計画を的確に実施するに足る経理基礎及び技術的能力があること、一般社団法人又は一般財団法人であること等が定められており、権限付与に係る事務を行うにあたって必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>試験は適正かつ確実に実施されなければならないが、複数の法人で実施した場合、試験レベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可能性があるとの理由により、権限付与法人が1つであることが適当である。(法第23条第1項において1つである旨規定)</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>当該試験は、有資格者の厳密な質の維持と公平性・均一性を確保しつつ、長期にわたり安定的に行うことが必要である。このため、権限付与対象を1者に限定し、有資格者のレベルの維持を図る必要があることから、権限付与対象法人の拡大は困難であるとの結論を得</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>上記を踏まえ検討した結果、有識者等の外部の意見を取り入れるなどの実施体制かつ十分な知見と経済的基盤を有する指定試験機関による実施が最も効果的かつ合理的であるとの結論を得た。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	当該指定法人及びその業務については、法令等に基づき適正に実施されるよう、引き続き適切に管理・監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局: 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課

権限付与及びそれによる事業の概要	エネルギー管理講習の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	エネルギーの使用の合理化に関する法律 第13条第1項第1号	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	エネルギーの使用の合理化に関する法律第36条により準用する第23条の基準を満たすこと	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人省エネルギーセンター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>指定の要件は、法第36条「指定」において、エネルギー管理講習の業務に関する計画がエネルギー管理講習の業務の的確な実施のために適切なものであること、計画を的確に実施するに足りる経理基礎及び技術的能力があること、一般社団法人又は一般財団法人であること等が定められており、権限付与に係る事務を行うにあたって必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>指定の申請を行う者が要件を満たしている場合、指定が可能であり、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>省エネ法の基準を満たす適切な申請があれば、法令に基づく審査の上、指定する。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>エネルギー管理講習に関する規則に規定する課目につき、同規則に規定する回数の講習の開催が可能な法人から、省エネ法の基準を満たす適切な申請があり、法令に基づく審査の上、基準を満たしていると認められた場合、指定講習機関となることは可能である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、ホームページに指定基準、現行指定法人、手数料及び積算根拠を明記し、基準を満たす者であれば指定が可能であることを周知する。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局: 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課

権限付与及びそれによる事業の概要	エネルギー管理研修の実施に関する事務		
根拠となる法令・条項	エネルギー管理士の試験及び免除の交付に関する規則 第2条	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	エネルギー管理士の試験及び免除の交付に関する規則第11条の基準を満たすこと	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人省エネルギーセンター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 権限付与の要件は、規則第11条「登録基準」において、研修の業務の実施に関する計画が研修の業務の適格な実施のために適切なものであること、計画を適格に実施するに足りる経理基礎及び技術的能力があること、業務を適格に実施するために必要な課目別担当講師及び修了試験委員を確保できること等の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが経済産業省令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当であるものと考えられる。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 登録の申請を行う者が要件を満たしている場合、指定が可能であり、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の基準を満たす適切な申請があり、法令に基づく審査の上、登録基準を満たしていると認められた場合、登録する。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 登録研修機関には、法令上、毎年度、全国6区域ごとに1回以上定められた講義時間の研修を行うこと、研修受講者の実務経験を確認することなど、研修実施に際し義務が課せられているが、公正に当該義務を遂行できる能力がある者から、エネルギー管理士の試験及</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	引き続き、ホームページに指定基準、現行指定法人、手数料及び積算根拠を明記し、登録基準を満たす者であれば指定が可能であることを周知する。		